規制見直し基準WG:各省ヒアリング調査票

1. 通知・通達等の名称	建設工事等から生ずる廃棄物の適正処理について (平成13年6月1日付け環廃産第276号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知)
2.所管府省	環境省
3. 形式及び宛先	各都道府県·各政令市産業廃棄物行政主管部(局)長宛、公開(出版)
4.通知・通達等の性格	建設廃棄物処理指針の周知
5.根拠法令	廃棄物の処理及び清掃に関する法律
6.通知·通達等の目的 及び概要	建設業界は、発注者、元請事業者、下請事業者、廃棄物処理業者等多くの関係者が廃棄物の処理に関与しているなど複雑な産業構造となっている。また、建設工事にともなって排出される廃棄物の性状は多様かつ膨大である。これらの事情が建設廃棄物の適正な処理を困難とする要因となっている。 このような状況を受け、関係者による建設廃棄物の適正処理を促進し、もって生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的として建設廃棄物処理指針を作成し、これを周知するために本通知を発出したものである。 なお、建設廃棄物処理指針は、建設廃棄物の種類や計画から最終処分に至るまで、建設廃棄物を適正に処理するために必要な事項を具体的な例示と共にわかりやすく示すものである。
7.通知・通達等の内容 を法令の形式で制 定していない理由	建設廃棄物処理指針は、廃棄物処理法令の規定の内容を建設工事等から生ずる廃棄物の処理の観点からわかりやす〈解説したものである。また、本指針は、その内容に具体性を持たせるため、実際の建設工事で用いられる工法等や廃棄物の発生抑制のための対策等を例示し、現場で広〈活用されるものとなるよう配慮しているが、例示された以外の工法や発生抑制策を排除するものではない。本通知は、当該指針の周知により、建設廃棄物の適正処理を促進するためのものであり、法令の形式で制定することにはなじまない。
8.通知·通達等の法的 効果(強制力の有無 など)	本通知は指針の周知を目的としており、指針に法的拘束力がないのと 同様、本通知にも法的拘束力はない。
9. 通知・通達等に 従わなかったことに よって被る不利益が あれば、その内容、 法的根拠	上記の理由により、不利益はない。

規制見直し基準WG:各省ヒアリング調査票

1	通知・通達等の名称	浄化槽法の施行について (昭和60年9月27日衛環第137号各都道府県知事・各政令市市長宛 て厚生省生活衛生局水道環境部長通知)
2	. 所管府省	環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
3	. 形式及び宛先	各都道府県知事・各政令市市長あて通知
4	. 通知・通達等の性格	地方公共団体に対する技術的助言として発出されるもの
5	. 根拠法令	浄化槽法
6	.通知・通達等の目的 及び概要	浄化槽法が制定されたことに伴い、その運用に当たっての留意事項として、以下の内容について地方公共団体あて周知するもの。 1 浄化槽の定義 2 浄化槽の設置 3 浄化槽管理者の義務 4 浄化槽の保守点検 5 浄化槽の清掃 6 水質に関する検査及び指定検査機関 7 その他
7	.通知・通達等の内容 を法令の形式で制 定していない理由	本通知は、浄化槽法の施行に際し、地方公共団体が法令の規定を適切に運用する上で留意すべき事項を記述したものであり、法令の形式で制定することは、その性質上なじまないため。
8	.通知・通達等の法的 効果(強制力の有無 など)	強制力はない。
9	.通知・通達等に 従わなかったことに よって被る不利益が あれば、その内容、 法的根拠	不利益を被ることはない。